

厚生労働省北海道労働局発表
平成30年11月30日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 松坂 伸雄
室長補佐 田中 洋満
電話:011-709-2311 (内 3531)

北海道最低賃金に続き、12月1日に北海道特定最低賃金が発効

本年10月1日に改定された「北海道最低賃金」（時間額835円）の改正発効に続き、4業種の「特定最低賃金」が本年12月1日に発効します。

(表) 北海道特定最低賃金の改定内容

特定最低賃金の件名	改定後の 時間額	改定前の 時間額	引上額 (引上率)	発効日
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	871円	850円	21円 (2.5%)	12月1日
鉄 鋼 業	948円	927円	21円 (2.3%)	12月1日
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	868円	842円	26円 (3.1%)	12月1日
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	866円	845円	21円 (2.5%)	12月1日

なお、北海道最低賃金（地域別最低賃金）については、既に本年10月1日に改定発効しておりますが、現在その周知に努めており、履行確保を図っていくこととしていきます。